

第5章 地球温暖化対策実行計画

区域施策編について

◆ 5-1 温室効果ガス排出削減目標

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の役割を担うことから、温室効果ガス排出の削減目標について定めます。

詳細は別冊の第3章温室効果ガスの削減目標において記載します。

温室効果ガス排出削減目標

- ・ 国の「地球温暖化対策計画」(令和3(2021)年10月)を踏まえ、基準年度を平成25(2013)年度、目標年度を令和12(2030)年度とします。
- ・ 近年の区内の温室効果ガス排出量の約9割を二酸化炭素が占めていることから、本計画で削減目標を定める温室効果ガスを二酸化炭素とします。
- ・ 中期目標として、令和12(2030)年度の区内の二酸化炭素排出量を平成25(2013)年度比で50%削減することを目指します。
- ・ 「ゼロカーボンシティ中央区宣言」に基づき、長期目標として、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。

【中期目標】

令和12(2030)年度の区内の二酸化炭素排出量
平成25(2013)年度比 **マイナス50%** を目指します

【長期目標】

令和32(2050)年までに
二酸化炭素排出量実質ゼロ を目指します

- ・ 令和12(2030)年度における、再生可能エネルギーの導入量について、区内の電力消費量における再生可能エネルギー電力の利用割合を、50%以上とすることを目指します。

【中期目標】

令和12(2030)年度の区内の再生可能エネルギーの使用量
区内の電力消費量の50%以上 を目指します

脱炭素社会実現に向けたA L L C H U Oの姿勢

我が国における「2050 年カーボンニュートラル」宣言や、カーボンニュートラルの実現に向けた「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(改正温対法)」「(令和4(2022)年4月)の施行を背景として、本計画では温室効果ガス排出量の削減に対して、野心的な目標を掲げることとしました。

この目標の実現に向け、区をはじめとする各主体が、これまで以上に脱炭素の取組を強化するとともに、新たな対策を行うことが必要です。

そこで、各主体が一丸となって脱炭素化を進める姿勢“ALL CHUO”を、別冊のサブタイトルとして位置付け、区・区民・事業者の協働により目標達成を目指します。

中央区環境行動計画 2023(別冊)
-ゼロカーボン ALL CHUO-

【コラム：一人ひとりができることを！】

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、一人ひとりのライフスタイルや各企業の事業活動を脱炭素型へと転換していくことが重要です。

環境省では、“できることから始めよう、暮らしを脱炭素化するアクション！”を掲げ、目標達成に向けた具体的な行動をゼロカーボンアクション 30 として発信しています。また、様々な業界団体がカーボンニュートラルの目標を設定し、脱炭素に向けた取組を加速しています。



資料:環境省ホームページ

図 5-1 ゼロカーボンアクション 30

再エネ100宣言
RE Action

企業や自治体等が、使用電力を 100%再生可能エネルギーへ転換することを表明し、再生可能エネルギー利用を促進する再エネ 100 宣言 RE Action の取組が進んでいます。